

昭和五十九年二月二十一日受領  
答 弁 第 三 号

内閣衆質一〇一第三号

昭和五十九年二月二十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司殿

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員菅直人君提出中央競馬会の場外勝馬投票券発売所設置に関する質問に対する答弁書

一 について

日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）の競馬場外の勝馬投票券発売所（以下「場外発売所」という。）の設置について、農林水産省は競馬会に対し、地域社会との調整を十分に行うよう指導してきているところである。

場外発売所の設置に伴う影響は、設置場所、設備の規模等により区々であること等から、地域社会との調整に当たって、その調整の対象となる地域の範囲、地域の組織等について一律に取り扱うことは適当でなく、したがって、地元市町村の長及び議会の明確な同意を必須条件とすることも適当でないと考ええる。

二について

1 現在のところ、競馬会から立川市に場外発売所を設置することに関する承認申請書は提出されていない。

2 設置に反対する方々から御指摘のような話は聞いているが、競馬会から設置の承認申請書が提出されていない現段階においては、同意書について判断する状況にはない。

3 今後とも、地域社会との調整を十分に行うよう競馬会を指導していく考えである。  
右答弁する。